

成蹊学園コンプライアンス通報に関する規則

制 定 2014年12月12日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、成蹊学園コンプライアンス推進に関する規則第9条に定めるコンプライアンス通報制度に関して、学校法人成蹊学園及びその設置する学校（以下「本学」という。）におけるコンプライアンス通報の処理体制、通報者の保護その他通報に関し、必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼の維持、業務運営の公正性の確保及びコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

2 本学におけるハラスメントに関しては、「成蹊学園ハラスメントの防止等に関する規則」により対応する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「コンプライアンス通報」（以下「通報」という。）とは、本学における教育活動、研究活動又は業務運営に当たって、本学の業務若しくは組織又は教職員等に法令又は本学の規則等の違反が生じており、又は生じるおそれがあることに関する事実を第6条に定めるコンプライアンス通報窓口に対してなされる通報をいう。ただし、前条第2項に規定するものは除く。

(2) 「教職員等」とは、本学の役員及び本学と雇用関係にある者並びに労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者をいう。

(コンプライアンス通報者の範囲)

第3条 この規則において通報を行うことができる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 本学の役員及び本学と雇用関係にある者並びにその配偶者及び血族1親等の親族

(2) 本学の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者

(3) 本学に在籍する学生、生徒、児童及び届出のある保護者又は保証人

(4) 本学と取引を行う業者

(通報の方法)

第4条 コンプライアンス通報者（以下「通報者」という。）は、原則として、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により通報を行うものとし、記名（自らの氏名及び連絡先を明らかにする。以下記名による通報者を「記名通報者」という。）又は匿名により通報することができる。

(コンプライアンス通報処理責任者)

第5条 本学における通報等の処理を行うため、コンプライアンス通報処理責任者（以下「通報処理責任者」という。）を置き、常務理事（コンプライアンス担当）をもって充てる。

2 通報処理責任者は、成蹊学園コンプライアンス推進に関する規則第4条に定めるコンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）の指示の下、個々の通報の処理及び総括を行うとともに、この規則に定める業務を推進する。

3 通報処理責任者は、通報を迅速かつ適切に処理するため、総務部長に補佐させることができる。

(コンプライアンス通報窓口)

第6条 本学における通報に対する迅速かつ適切な対応を行うため、コンプライアンス委員会にコンプライアンス通報窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報処理責任者は、総括責任者の承認を得て、通報窓口の業務の一部を本学外の弁護士等第三者（以下「弁護士等」という。）に委託することができる。この場合、弁護士等は、弁護士等が受けた通報に関して次の各号に定める業務を行う。

- (1) 通報窓口に対する通報内容の連絡
- (2) 記名通報者に対する通報を受けたことの連絡（第7条第2項）及び本学が実施した措置等の記名通報者への通知又は回答の発信（第7条第3項、第8条第2項、第12条及び第13条第3項）、その他記名通報者との必要なやり取り
- (3) 本学が実施した調査の方法や記名通報者に対する回答等が適切であるかの確認

第2章 通報処理体制

（通報の受付方法）

第7条 通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに通報処理責任者にその内容を報告する。

2 通報窓口は、記名通報者に対し、通報を受けた旨を遅滞なく通知しなければならない。

3 通報処理責任者は、通報の内容が、本学の他の規則等によりその対応が明確に規定されているときは担当部署へ事案を移送するものとし、当該記名通報者に移送した旨を通知しなければならない。

4 本学の教職員等が、通報を受けたときは、直ちに通報窓口連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口に通報をするよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

（調査実施有無の決定）

第8条 通報処理責任者は、前条第1項に規定する通報の報告を受けたときは、直ちに当該通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を公正、公平かつ誠実に行うものとする。

2 通報処理責任者は、前項の検討結果を、総括責任者に対し報告するとともに、通報窓口が通報を受けた日から起算して20日以内に、当該記名通報者に対し通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

（調査の実施）

第9条 通報処理責任者は、前条第1項の検討の結果、調査が必要であると認めるときは、関係部署に調査を命じることができる。

2 通報処理責任者は、調査にあたって必要に応じて、総括責任者の承認を得て、調査委員会を設置することができる。調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（関係者の排除）

第10条 通報処理責任者は、当該通報に係る被通報者（通報対象事実該当する不正行為を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。以下同じ。）を当該通報事実の処理に関与させてはならない。

（協力義務）

第11条 通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（調査結果の通知）

第12条 通報処理責任者は、調査を終えたときは、直ちに総括責任者に報告するとともに、記名通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第13条 総括責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は各部門の長に対し是正措置等を講ずるよう命じるものとする。

2 各部門の長は、前項により是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容、是正結果等を総括責任者及び通報処理責任者に報告するものとする。

3 通報処理責任者は、総括責任者が第1項の是正措置等を講じたとき、又は前項の報告を受けたときは、記名通報者に対し、是正措置等の内容、是正結果等を通知するものとする。

（懲戒処分等）

第14条 本学は、通報対象事実に関与した者に対し、本学の規則等に基づき、解任、懲戒処分、契約

の解除等を含む適切な措置を講じるものとする。

(被通報者への配慮)

第15条 通報処理責任者は、第12条又は第13条第3項の規定による通報者への通知をするときは、当該通報に係る被通報者、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

第3章 通報者の保護

(不利益取扱い等の禁止)

第16条 教職員等は、通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由として、当該通報に関係した者に対して嫌がらせ、不利益な取扱い(教育研究環境及び職場環境の悪化を含む。以下「不利益取扱い等」という。)をしてはならない。

2 本学は、前項の不利益取扱い等がないよう、適切な措置を講じなければならない。

(懲戒処分等の禁止)

第17条 本学は、通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由として、当該通報に関係した者に対し解任、懲戒処分、契約の解除等の不利益取扱い等を行ってはならない。

(不正目的の通報)

第18条 通報をする者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報をしてはならない。

2 本学は、前項に規定する通報をした者に対し、本学の規則等に基づき、解任、懲戒処分、契約の解除等の適切な措置を講ずるものとする。

第4章 通報に関わる者の責務

(秘密の保持)

第19条 通報に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を尊重するとともに、当該通報の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その身分を失った後においても、同様とする。

2 本学は、正当な理由なく前項に規定する秘密を他に漏らした者に対し、本学の規則等に基づき、解任、懲戒処分、契約の解除等の適切な措置を講ずるものとする。

(実効性の確保)

第20条 通報処理責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的又は随時に確認し、新たな是正措置等の必要があると認めるときは、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。

3 総括責任者及び通報処理責任者は、通報処理終了後、不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。

(通報処理体制等の周知)

第21条 通報処理責任者は、通報の方法、通報窓口の所在場所その他の通報に必要な事項を、通報者となる者に対して周知しなければならない。

第5章 雑則

(事務)

第22条 通報に関する事務及び通報窓口としての事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、通報への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(通報の取扱い)

第24条 通報については、関係法令及び本学他規則等に別段の定めがあるものを除いて、この規則の

定めるところによる。

(規則の改廃)

第25条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2014年12月12日制定)

- 1 この規則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 成蹊学園公益通報者の保護等に関する規則(2009年10月9日制定)は、2014年12月31日限りで廃止する。